

村山市告示第44号

指定管理者の指定について

村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年村山市条例第33号）第6条の規定により、公の施設の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和2年12月21日

村山市長 志 布 隆 夫

公の施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
村山市スポーツ施設	ワークエージェント株式会社	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
村山市基点レクリエーションセンター「クアハウス基点」	一般財団法人 村山市余暇開発公社	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
村山市戸沢保育園	社会福祉法人 敬愛信の会	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
村山市基点リバーサイド地区交流促進施設	特定非営利活動法人 村山蕎麦の会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
村山市故里交流施設「道の駅むらやま」	一般財団法人 村山市余暇開発公社	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
村山市ふるさとふれあい学習館	一般社団法人 村山市観光物産協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
バラ交流館	一般社団法人 村山市観光物産協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで